



東みよし町選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和4年1月27日から令和4年2月2日までの7日間、東みよし町条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ、異議申出がなかったため、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は次のとおりです。

令和4年2月3日

東みよし町選挙管理委員会
委員長 池本 友男



記

有効署名の総数 1, 153